

産地再生支援(リノベーション型)(継承型)(令和6年度版)

1 補助対象

| 補助対象 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ハウス(ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト対候性ハウス 等)の鋼材等の改修・ハウスの被覆資材の張替(但し、ハウスの本体の改修を行った場合に限る)・果樹棚の改修(省力樹形棚を含む)・遮光カーテン、ヒートポンプ等の栽培設備の導入(但し、ハウス改修と一体の場合のみ実施可)・上記の施工に要する経費(基盤整備費、処分費を含む)・その他目的達成に必要とされるもの <p>※法定耐用年数が経過しているハウスや設備を対象としたものに限る。</p> |

2 採択基準等

当該事業により導入する機械および施設(改修するハウス等を含む)については、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による損害保証(メーカー保証を除く)等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものに参加すること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は栽培による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年であって、財産処分制限年月日までであること。